



熊本県公報

第 1 1 8 9 4 号

平成 22 年 3 月 30 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則……………	(自然保護課) 2
○熊本県野生動物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	(〃) 2
告 示	
○熊本県中小企業融資制度要項の一部を改正する要項……………	(経営金融課) 2
○松橋不知火都市計画及び小川都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更(熊本県決定)……………	(都市計画課) 3
○八代都市計画及び鏡都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更(熊本県決定)……………	(〃) 3
○障害者就業・生活支援センターの指定……………	(労働雇用総室) 3
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(千丁加入区)……………	(団体支援総室) 3
○松橋不知火都市計画公園の変更(熊本県決定)……………	(都市計画課) 4
○八代都市計画公園及び鏡都市計画公園の変更(熊本県決定)……………	(〃) 4
○鏡都市計画及び小川都市計画下水道の変更(熊本県決定)……………	(〃) 4
○八代都市計画道路及び鏡都市計画道路の変更(熊本県決定)……………	(〃) 4
○八代都市計画道路及び鏡都市計画道路の変更(熊本県決定)……………	(〃) 5
○松橋不知火都市計画道路の変更(熊本県決定)……………	(〃) 5
○熊本県土地利用基本計画の変更要旨の公表……………	(地域政策課) 5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(砂防課) 6
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 19
○道路の供用開始……………	(〃) 20
○道路の供用開始……………	(〃) 20
○道路の供用開始……………	(〃) 20
○道路の供用開始……………	(〃) 21
○保安林の指定に関する予定……………	(森林保全課) 21
○収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正……………	(会計課) 21
○熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正……………	(〃) 21
○用途地域の指定のない区域の形態規制値の変更……………	(建築課) 22
公 告	
○松橋不知火都市計画区域及び小川都市計画区域の変更……………	(都市計画課) 22
○八代都市計画区域及び鏡都市計画区域の変更……………	(〃) 26
○都市計画法による開発行為工事完了公告……………	(建築課) 27
○東屋形土地区画整理組合の解散の認可……………	(都市計画課) 27
登 載 依 頼	
○熊本県企業局職員就業規則の一部を改正する規程……………	(企業局総務経営課) 27
○熊本県企業局当直規程の一部を改正する規程……………	(〃) 28
○熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程……………	(〃) 28
○地方公営企業法の規定に基づく料金徴収事務の委託……………	(〃) 29
○熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令……………	(教育政策課) 29
○熊本県教育庁福利厚生室設置規程……………	(〃) 29
○熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令……………	(〃) 30
○熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則……………	(高校教育課) 34
○熊本県育英正金貸与規則の一部改正……………	(〃) 63
○政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程の一部を改正する規程……………	(選挙管理委員会) 63
○熊本県に公平委員会事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	(人事委員会) 65
○熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………	(〃) 65
○熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………	(〃) 66
○熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………	(〃) 66
○熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………	(〃) 66
○熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則……………	(〃) 67
○熊本県人事委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令……………	(〃) 67
○熊本県道路交通規則の一部を改正する規則……………	(警察本部交通規制課) 67

- 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則…………… () 68
- 熊本県公安委員会告示第12号(熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所轄区域又は警備区域)の一部改正…………… (警察本部地域課) 68

規 則

熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第18号

熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県自然環境保全条例施行規則(昭和48年熊本県規則第60号)の一部を次のように改正する。
第13条第1号ウ(ツ)及び第17条第1号セ中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改める。
第17条第1号ソ中「第86条第3項」を「第141条第3項」に、同条第8号ク中「免許」を「許可」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第19号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則(平成16年熊本県規則第58号)の一部を次のように改正する。
第8条第1項第4号セ及び第23条第1号ナ中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改める。
第34条第1号中「独立行政法人緑資源機構」を「独立行政法人森林総合研究所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第347号

熊本県中小企業融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成22年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県中小企業融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県中小企業融資制度要項(平成21年熊本県告示第304号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。
(5)熊本県経営革新等支援資金
第4条第2号中「同一の」及び「1年以上」を削り、同号ただし書を削り、同条第3号ただし書中「熊本県創業者支援資金及び新事業展開支援資金で新会社を設立した場合で融資を受ける」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。
ア 創業前又は創業後1年未満の者が創業者支援資金で融資を受ける場合
イ 異業種展開前又は異業種展開後1年未満の者が新事業展開支援資金で融資を受ける場合
第5条中「の定めにより行う」を「が必要と認める場合に限り、信用保証を付するものとする」に改める。
第6条中「金融機関」を「取扱金融機関」に改める。
第7条の見出し中「及び審査」を削り、同条中「内容の審査」を「調査」に「審査の結果」を「調査の結果」に改め、「交付」の次に「又は取扱金融機関に直接送付するもの」とを加える。
第8条中「金融機関」を「取扱金融機関」に改める。
第11条中「貸付規則」を「歳計現金余裕金貸付規則」に改める。
第12条中「熊本県中小企業融資制度」の次に「実施要領」を加え、同条ただし書を削る。

第13条第1項中「貸付規則」を「歳計現金余裕金貸付規則」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を第2項とする。

第14条中「実施のため」の次に「、損失補償を行うことが必要と認める資金については」を加える。

附 則

- 1 この要項は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の日前に、この要項による改正前の熊本県中小企業融資制度要項の規定により貸付がされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
宇城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
宇城都市計画区域
- 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第349号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
八代都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
八代都市計画区域
- 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第350号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定により次の者を障害者就業・生活支援センターとして指定したので、同法第35条において準用する同法第27条第2項の規定により告示する。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名称 社会福祉法人弘仁会
住所 熊本県天草市五和町御領2395番地2

熊本県告示第351号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の種類
千丁加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
八代市千丁町古閑出2793番地1 永田 健一
八代市千丁町古閑出209番地6 山下 伊之助
八代市千丁町古閑出1214番地3 友田 良一
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
千丁漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成22年3月30日から平成22年4月13日まで

5 縦覧場所
千丁漁業協同組合

熊本県告示第352号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
宇城都市計画公園 5・5・1号 岡岳公園
- 2 都市計画の変更（名称の変更）に係る土地の区域
縦覧する計画図表示のとおり
- 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第353号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
八代都市計画公園 6・5・1号 県南運動公園
- 2 都市計画の変更（名称の変更）に係る土地の区域
縦覧する計画図表示のとおり
- 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第354号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
八代都市計画及び宇城都市計画下水道 八代北部流域下水道
- 2 都市計画の変更（名称の変更）に係る土地の区域
縦覧する計画図表示のとおり
- 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第355号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
八代都市計画道路 1・3・1号 八代日奈久道路線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
八代市大字川田西字七反田、字前田、字京坪、字七曲、字久木原、東片町字岩崎、字岡神、上片町字高取、字大平、妙見町字風藏、字丸尾、字丸山、字長尾、字大平、字中宮平、字中宮、字寺山、字樞場、古麓町字新城、字上り山、豊原上町字小路、字遙拝、奈良木町字上野口、字うそ谷、字南正寺、字中野口、字寺追、字下野口、字東山田、字小谷、字西山田、字釜尾、字古壺焼、字亀ノ尾、字木下、平山新町字平山、字下山、字船河内、字東平山、字山領、字北割、字東割、字南割、字頭割、字江上割、敷川内町字春の田、日奈久大坪町字東碓江、字江塘下、日奈久新開町字磧下東割、字塘添、日奈久栄町、日奈久平成町の各一部

3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第356号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
 - 八代都市計画道路 3・2・1号 八代臨港線
 - 八代都市計画道路 3・4・2号 西幹線
 - 八代都市計画道路 3・3・3号 北部幹線
 - 八代都市計画道路 3・4・5号 東幹線
 - 八代都市計画道路 3・5・7号 萩原出町線
 - 八代都市計画道路 3・4・8号 八代港線
 - 八代都市計画道路 3・3・9号 国道3号線
 - 八代都市計画道路 3・3・12号 沖新開線
 - 八代都市計画道路 3・2・24号 南部幹線
 - 八代都市計画道路 3・4・30号 鏡有佐線
 - 八代都市計画道路 3・4・31号 松橋鏡線
- 2 都市計画の変更（名称の変更を除く）に係る土地の区域
八代市鏡町鏡字裏鶴、字清泉、字小柳、鏡町鏡村字福島、字今御堂、字清水、字新関、字浮池、字藤山、鏡町内田字安居、字水分、字徳永、鏡町上鏡字西浜無田の各一部
- 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第357号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
 - 宇城都市計画道路 3・3・1号 曲野両仲間線
 - 宇城都市計画道路 3・4・2号 松山豊福線
 - 宇城都市計画道路 3・4・3号 松橋駅深川線
 - 宇城都市計画道路 3・4・4号 松橋不知火線
 - 宇城都市計画道路 3・4・5号 園田曲野線
 - 宇城都市計画道路 3・5・7号 鎗ノ柄線
 - 宇城都市計画道路 3・5・8号 久具曲野線
- 2 都市計画の変更（名称の変更）に係る土地の区域
縦覧する計画図表示のとおり
- 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第358号

熊本県土地利用基本計画（昭和50年熊本県告示第537号）の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により次のとおり公表する。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 熊本県土地利用基本計画書の変更の概要
「国土利用計画（全国計画）－第四次－」及び「国土利用計画（熊本県計画）－第四次－」の策定に伴う変更。
- 2 熊本県土地利用基本計画図の変更地域別の概要

変更地域名	市町村名	変更部分の面積	変更を必要とする理由
八代森林地域	八代市	3ヘクタールの縮小	現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。

水俣森林地域	水俣市	4ヘクタールの縮小	同上
阿蘇森林地域	阿蘇市	36ヘクタールの縮小	同上
合志森林地域	合志市	2ヘクタールの縮小	同上
錦森林地域	錦町	2ヘクタールの縮小	同上

3 変更に係る熊本県土地利用基本計画書及び熊本県土地利用基本計画図の閲覧場所
 熊本県地域振興部地域政策課（県庁行政棟本館6階）
 郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県告示第359号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

宇城市

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 宮前川（321-1-026）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町郡浦
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
 馬場川（321-1-027）
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 宇城市三角町郡浦
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 山田川（8）（321-1-028）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町郡浦
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 影平川（321-1-029）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町郡浦
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 開拓川 (321-2-012)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町郡浦
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 山田川 (7) (321-2-013)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町郡浦
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 山田川 (6) (321-2-014)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町郡浦
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 山田川 (5) (321-2-015)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町郡浦
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 山田川 (4) 左支川 (321-2-016)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町郡浦
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 山田川 (4) 右支川 (321-2-017)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町郡浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
氷迫川 (1) (321-2-018)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町郡浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
氷迫川 (2) (321-2-019)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町郡浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
山田川 (2) (321-2-020)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町郡浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
山田川 (1) - 1 (321-2-021-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町郡浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
山田川 (1) - 2 (321-2-021-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町郡浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
山田川 (3) (321-2-022)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町郡浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
氷迫川 (3) (321-2-023)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
宇城市三角町郡浦
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
赤木日平川 (321-2-024)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
宇城市三角町郡浦
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
千房-1 (321-1-053-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町郡浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
千房-2 (321-1-053-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町郡浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- 千房－3（321－1－053－3）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 宇城市三角町郡浦
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 - 宮ノ脇－1（321－1－054－1）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 宇城市三角町郡浦
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 - 宮ノ脇－2（321－1－054－2）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 宇城市三角町郡浦
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 - 山田日平－1（321－1－055－1）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 宇城市三角町郡浦
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 - 山田日平－2（321－1－055－2）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 宇城市三角町郡浦
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 - 迫谷－1（321－1－057－1）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 宇城市三角町郡浦

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
迫谷 - 2 (3 2 1 - 1 - 0 5 7 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町郡浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
矢崎 (A) (3 2 1 - 1 - 0 5 8)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町郡浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
矢崎 (B) - 1 (3 2 1 - 1 - 0 5 9 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町郡浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
矢崎 (B) - 2 (3 2 1 - 1 - 0 5 9 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町郡浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
矢崎 (B) - 3 (3 2 1 - 1 - 0 5 9 - 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町郡浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 矢崎 (B) - 4 (321-1-059-4)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町郡浦
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 千房2 (321-2-039)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町郡浦
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 城山-1 (321-2-040-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町郡浦
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 城山-2 (321-2-040-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町郡浦
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 山田1 (321-2-041)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町郡浦
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 山田 2 (3 2 1 - 2 - 0 4 2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町郡浦
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 山田 3 (3 2 1 - 2 - 0 4 3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町郡浦
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 山田 4 (3 2 1 - 2 - 0 4 4)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町郡浦
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 田井ノ浦 1 - 1 (3 2 1 - 1 - 0 6 9 - 1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町戸馳
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 田井ノ浦 1 - 2 (3 2 1 - 1 - 0 6 9 - 2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇城市三角町戸馳
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
田井ノ浦2（321-1-070）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
北野崎（321-1-071）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
野崎南1-1（321-1-072-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
野崎南1-2（321-1-072-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
野崎南1-3（321-1-072-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
野崎南1-4（321-1-072-4）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 宇城市三角町戸馳
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
野崎南 2-1 (321-1-073-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
野崎南 2-2 (321-1-073-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
船津浦-1 (321-1-074-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
船津浦-2 (321-1-074-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
船津浦-3 (321-1-074-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
内潟-1 (321-1-075-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
内潟-2 (321-1-075-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下野崎 (321-2-059)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
野崎南 1 (321-2-060)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
野崎南 2-1 (321-2-061-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (58) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
野崎南 2-2 (321-2-061-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (59) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
内潟 1 (321-2-062)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (60) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
内潟 2 (321-2-063)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (61) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
内潟 3 (321-2-064)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (62) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
片島 1 (321-2-065)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
片島2 (321-2-066)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (64) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
片島3 (321-2-067)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (65) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
片島4 (321-2-068)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (66) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
片島5 (321-2-069)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (67) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
片島6 (321-2-070)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (68) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
片島7 (321-2-071)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (69) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
片島 8 (3 2 1 - 2 - 0 7 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (70) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
片島 9 (3 2 1 - 2 - 0 7 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (71) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下野崎 (3 2 1 - 2 - 0 7 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇城市三角町戸馳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 3 6 0 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路
の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 2 年 3 月 3 0 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課におい
て一般の縦覧に供する。

平成 2 2 年 3 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池鹿北 線	山鹿市菊鹿町上永野字上造	前	10.3	165.0	旧道移 管
		9 6 7 番 1 地先から		65.0		
		同所 1 0 2 9 番 2 地先まで		10.0		

			～ 16.0	243.0	
			後 10.3 ～ 65.0	165.0	

2 区域を変更する期日 平成22年3月30日

熊本県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月30日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字一勝地丁字向淋 503番地先から 同所 503番地先まで	31.7	交安統合（歩道整備）
一般県道	住吉熊本線	菊池郡菊陽町光の森四丁目 4番1地先から 同所 4番1地先まで	18.2	やさ道交1地（歩道整備）

2 供用を開始する期日 平成22年3月30日

熊本県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月30日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	上益城郡御船町大字辺田見字目抜 34番地先から 同町大字辺田見字中道 156番1地先まで	369.0	御船1バイパスの新道

2 供用を開始する期日 平成22年3月31日

熊本県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月30日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	高沢一勝地線	球磨郡球磨村大字神瀬丁字櫻 439番108地先から 同所	153.8	地基創防災（法面

439番109地先まで (保護工)

2 供用を開始する期日 平成22年3月31日

熊本県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月30日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡宇土線	宇城市松橋町南豊崎字碓江 507番1地先から 同市松橋町南豊崎字曲島 572番1地先まで	42.3	道路法第24条工事 (交差点改良)

2 供用を開始する期日 平成22年4月1日

熊本県告示第365号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市松島町合津字黒崎6337番、6339番、字葉ヶ崎6370番1、6389番1、6392番1、6393番、6393番2、6394番、6396番1、6396番2、6396番4、6397番、字永浦6501番1、6501番2、6507番、6510番、6513番、6515番、6516番1、6516番2、6624番1、6625番、6628番、6629番、6630番1、6633番1、6633番3、6636番3、6631番・6635番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第366号

昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改正し、平成22年3月30日から施行する。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

納代理金融機関の名称及び位置の表 1 中	
「南日本銀行熊本支店	熊本市下通一丁目7-20
南日本銀行河原町支店	熊本市慶徳堀町1-1
南日本銀行熊本市場支店	熊本市田崎町380-8
「南日本銀行熊本営業部	熊本市下通一丁目7-20

改める。

熊本県告示第367号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成22年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和60年熊本県告示第271号の11）の一部を次のように改正する。

別表第1 肥後銀行本店の項中「熊本県信用医師組合」を「熊本県信用医師組合 南日本銀行熊本営業部」に改める。

別表第2 肥後銀行本店の部南日本銀行熊本支店の項を削る

附 則

この要領は、平成22年3月30日から施行する。

熊本県告示第368号

都市計画区域の変更及び市町村合併に伴い、平成16年4月26日付け熊本県告示第444号で定めた建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第6号、同法第53条第1項第6号、同法別表第三の五の項（に）の欄及び同法第56条第1項第2号ニの規定による用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度を、次のとおり変更する。

なお、その関係図書は、熊本県土木部建築課において一般の閲覧に供する。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

都市計画区域名	市町村名	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法別表第三の五の項（に）の欄の規定により定める数値	法第56条第1項第2号のニの規定により定める数値
熊本	合志市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
	菊陽町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
	嘉島町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
	益城町	10分の40	10分の7	1.5	2.5
荒尾	荒尾市	10分の20	10分の6	1.5	1.25
人吉	人吉市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
水俣	水俣市	10分の40	10分の7	1.5	2.5
玉名	玉名市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
本渡	天草市	10分の20	10分の6	1.5	1.25
山鹿	山鹿市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
牛深	天草市	10分の40	10分の7	1.5	1.25
菊池	菊池市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
宇土	宇土市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
宇城	宇城市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
長洲	玉名市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
	長洲町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
大津	大津町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
阿蘇	阿蘇市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
御船	御船町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
芦北	芦北町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
泗水	菊池市	10分の20	10分の7	1.5	1.25

公 告

熊本県公告第165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項の規定において準用する同条第5項の規定により、松橋不知火都市計画区域及び小川都市計画区域をひとつの都市計画区域とし、次のとおり変更する。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画区域の名称 宇城都市計画区域
- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域 別記のとおり
- 3 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
宇城市松橋町竹崎字年神、字大楠、字深町及び字野間の全域、並びに松橋町竹崎字新開のうち2006-1番、2011-1番、2012-1番、2014-1番、2014-3番、2015-1番、2016-1番、2016-3番、2017-1番、2017-3番、字満ヶ瀬のうち2143-1番、2144-1番、2144-2番、2145-1番、2146-2番、2147-1番、2148-1番、2149-1番、2150-1番、2151-1番、2151-2番、2153-1番、2155-1番、2156-1番、2157-1番、2158-1番、2159-1番、2159-2番、2159-4番、2160-1番、2160-2番、2161-1番、2162-1番、2163-1番、2165-1番、2165-2番、2166-1番、2167-1番、2168-1番、2169-1番、2171-1番、2171-2番、2172番、2173番、2174-1番、2175-1番、2176-1番、2178番及び2179番の区域
- 4 都市計画区域から除外される土地の区域
なし

(別記) 次に掲げる区域

宇城市松橋町松橋、松橋町松山、松橋町久具、松橋町大野、松橋町きらら、松橋町内田字石田、字有間田、字福田、字野間、字呑塚、字園田、字竹之下、字迎、字七田、松橋町竹崎字古堤、字境ノ松、字田中、字陣ノ内、字野寺口、字城ノ腰、字了徳寺、字前橋、字改根、字年神、字大楠、字深町、字野間、字石垣、字西ノ田、字浜田、松橋町豊福字袴田、字七田、字折敷町、字雀町、字構ノ内、字前田、字古川、字新開、字上城、字下城、字栗迫、字心吉、字白毛熊、字笹尾、字権現前、字西石田、字東石田、字南秋迫、字北秋迫、字西秋迫、字上微雨、字中微雨、字下微雨、松橋町両仲間字江口原、字白毛熊、字野中、字狐塚、字鳥嶋、字西原、字坂ノ下、字庄田、字小花、字食田、松橋町西下郷字鳥嶋、字前田、字浜田、字栗焼、字後迫、字野中、字深田、字江口、字塚田、松橋町東松崎字古江川、字西割、松橋町豊崎字夫婦石、字桶ノ口、字宝ヶ島、字鎗ノ柄、字角島、松橋町曲野字塘ノ内、字片林、字大坪、字西田、字涼松、字扇谷、字大迫、字笹迫、字丸山、字鳴淵、字中村、字琵琶田、字丸尾、字塔尾、字山田、字御池、字金ヶ崎、字南田、字右近田、字左近田、字昇立、字寺尾、字橋川、字長谷川、松橋町古保山字前田、字西原、字女夫塚、字山下、字微雨、字五反田、字池尾、松橋町萩尾字野添、字七恵、字尾崎、字楠原、字竜淵、字佛正、松橋町浦川内字当尾、字畑田、字二反田、字丸田、字永田、字古城、字大鳥、字牛尾、字平立、字中当、字藤島、字立田、字棚田、字野中、字下野原、字深川、字杉ノ下、字野添、字桑名鶴、字川床、字堂免、字猿渡、字立山、字八枝、字迫田、字堂造、字古野、字辻、字上野及び字中尾の全域

宇城市松橋町竹崎字新開のうち2006-1番、2011-1番、2012-1番、2014-1番、2014-3番、2015-1番、2016-1番、2016-3番、2017-1番、2017-3番、字満ヶ瀬のうち2143-1番、2144-1番、2144-2番、2145-1番、2146-2番、2147-1番、2148-1番、2149-1番、2150-1番、2151-1番、2151-2番、2153-1番、2155-1番、2156-1番、2157-1番、2158-1番、2159-1番、2159-2番、2159-4番、2160-1番、2160-2番、2161-1番、2162-1番、2163-1番、2165-1番、2165-2番、2166-1番、2167-1番、2168-1番、2169-1番、2171-1番、2171-2番、2172番、2173番、2174-1番、2175-1番、2176-1番、2178番、2179番81000-78番、81000-79番、83000-104番及び83000-106番の区域

宇城市不知火町高良、不知火町御領、不知火町柏原、不知火町長崎字下り松、字長割、字白水川、字大割、字銭瓶、不知火町亀松字松崎、字村下、字築合、字神の元及び字龜尾の全域

宇城市不知火町亀松字一番割のうち563-1番、564番、564-2番、565番、566番、566-2番、568-1番、570番、571-1番、571-2番、571-3番、572番、575-1番、575-2番、575-3番、575-4番、575-5番、575-6番、575-7番、575-8番、575-9番、575-10番、575-11番、575-12番、575-13番、575-14番、576-1番、576-2番、576-3番、576-4番、577番、578番、579-1番、579-2番、580-1番、580-3番、581番、582-1番、582-2番、582-3番、583番、584-1番及び584-4番の区域

宇城市小川町小川、小川町西北小川、小川町河江、小川町江頭、小川町川尻、小川町北新田、小川町南新田、小川町新田、小川町東小川字下原田、字上原田、字下兎谷、字下建山、字遺水、字樋渡、小川町南小川字新田、字高附、字野添、字平田、字井手口、字龜ノ甲、字納野、字清水、字追寄、字坂口、小川町南部田字石町、字扇ノ間、字正院、字釘町、字山ノ下、字陣ノ下、字中ノ川、字中割、字北割、小川町北部田字吉里、字宮田、字山下、字高倉、字竹ノ下、字七ッ江、字三軒屋、小川町南小野字田中、字立田、字雲雀町、字新潟、字大坪、字新開、字頭割、字豆豊、小川町中小野字引地、字前田、字小原、字榎原、字江田、字才町、字新開、字猿川、字一番割、字二番割、小川町北小野字岩崎、字角田、字猿町、字大坪、字野中、字高附、字三軒屋、小川町住吉字一番割、字二番割、字三番割及び字四番割の全域

宇城市小川町南部田字内平のうち329-1番、330番、331-1番、332-1番、334-1番、335番、336番、338番、339番、341-2番、344番、354番、355番、369-2番、81000-5番及び83000-8番の区域

宇城市小川町南部田字岩立のうち521-1番、526番、530番、532番、533番、534番、535番、536番、537-1番、537-2番、537-3番、538-1番、538-2番、539番、540番、541番、542番、544番、545番、545-2番、561-1番、564-1番、566-1番、567番、568-1番、569番、570-1番、571-1番、572番、573-1番、573-3番、573-4番、574-1番、576-1番、576-3番、576-4番、577-1番、578-1番、578-2番、578-3番、578-4番、578-5番、579-1番、579-2

番、579-4番、579-5番、579-6番、81000-18番、81000-20番及び83000-13番の区域
宇城市小川町南部田字大村のうち691-1番、691-2番、693-1番、693-2番、695-1番、696番、700番、704番、705番、706番、707番、708-1番、708-2番、709番、710番、711番、712番、713番、714番、715番、716番、717番、718番、719番、721番、722番、725番、726番、727番、728番、729番、730番、731番、732番、735番、736番、737番、739番、744番、745番、746番、747番、748番、749番、751番、752番、753-1番、753-3番、755番、755-2番、756番、757番、759-1番、759-3番、759-4番、760-1番、760-3番、760-4番、760-5番、760-6番、760-7番、760-8番、761-1番、761-2番、761-4番、761-6番、761-7番、761-8番、762-1番、762-3番、763番、764-1番、765-1番、766-1番、767-1番、768番、769-1番、769-2番、769-3番、770-1番、772-2番、773-1番、774-1番、787-3番、788-1番、789番、790番、791番、792番、794番、795番、796-2番、798番、800番、802番、803-4番、805番、807番、809番、810番、811-2番、812-2番、814番、815番、816-1番、865-6番、869-2番、871番、874-1番、874-2番、874-3番、875番、876番、878番、879番、880番、880-2番、882番、884番、885番、888番、890番、891番、894-1番、894-2番、894-3番、896番、897番、898番、899番、900番、902番、903-1番、904番、905番、906-1番、908-1番、909-2番、81000-33番、81000-34番、83000-27番、83000-29番、83000-30番及び83000-32番の区域

宇城市小川町南部田字妙見のうち1090-1番、1091-1番、1091-2番、1092-1番、1094-1番、1095-1番、1102-1番、1103-1番、1105番、1107番、1108番、1108-2番、1109番、1111番、1112番、1113-1番、1113-2番、1113-3番、1113-4番、1115番、1117番、1121-1番、1122番、1122-2番、1123番、1125番、1126-1番、1126-2番、1126-4番、1126-8番、1128-2番、1128-3番、1128-4番、1129-2番、1130番、1131-1番、1131-2番、1131-3番、1132-1番、1132-2番、1132-3番、1135番、1135-2番、1135-3番、1138番、1142-1番、1143-2番、1144-2番、1145-1番、1146-1番、1150-1番、1151-1番、81000-35番、81000-37番、81000-38番、81000-39番、81000-40番、81000-41番、83000-34番、83000-35番、83000-36番及び83000-37番の区域

宇城市小川町南部田字南平のうち1237-1番、1238-1番、1238-4番、1239番、1240番、1241-1番、1242-1番、1248-2番、1249-1番、1250番、1251-1番、1252-1番、1253番、1254番、1256-1番、1256-2番、1256-3番、1257番、1257-2番、1258番、1259番、1260番、1262番、1264番、1265番、1267番、1269番、1271番、1272番、1274番、1277番、1278番、1279-1番、1279-2番、1281番、1282番、1283番、1284番、1285-2番、1288-1番、1288-2番、1292番、1294番、1296番、1297番、1299番、1300番、1303番、1304番、1305番、1306番、1306-1番、1308-2番、1311-1番、1311-2番、1312番、1315番、1316番、1317-1番、1317-2番、83000-39番、83000-40番、83000-41番、83000-42番及び83000-43番の区域

宇城市小川町南部田字白木平のうち1319番、1321番、1322番、1323番、1324番、1325番、1327番、1327-2番、1327-3番、1328番、1330番、1330-2番、1330-3番、1331番、1332-1番、1333番、1334-1番、1335-1番、1335-2番、1336-1番、1337-1番、1463-6番、1467-1番、1467-3番、1468-1番、1469-1番、1474-1番、1474-2番、1475番、1475-2番、1476番、1478番、1479番、1480-2番、1482番、1486番、1489番、1490番、1493番、1494番、1495番、1496番、1497-1番、1498番、1501番、1502番、1504-1番、81000-48番、83000-46番、83000-47番及び83000-48番の区域

宇城市小川町北部田字瀬戸のうち240-1番、240-4番、241-1番、241-4番、242-1番、242-3番、243-1番、244-1番、244-3番、244-5番、245-2番、249-1番、251-1番、251-2番、260-1番、260-4番、268-1番、270-1番、271-1番、272-2番、273-4番、273-5番、273-6番、273-7番、274番、275-1番、275-3番、276番、277-1番、277-2番、281-1番、281-3番、282番、282-2番、283-1番、283-2番、285-1番、285-3番、286番、287-2番、289番、290番、291番、292-1番、292-2番、293-1番、294-2番、294-3番、294-5番、294-8番、294-9番、295番、296番、298番、299番、300番、301-1番、301-4番、302-1番、302-3番、303番、305-1番、306-1番、307番、308-1番、309-1番、310-2番、310-4番、311-1番、311-2番、312番、313-1番、313-2番、313-3番、314番、317番、319-1番、321番、322番、323番81000-9番、81000-10番、81000-11番、81000-13番、83000-13番及び83000-14番の区域

宇城市小川町北部田字城平のうち664-1番、665-1番及び666-1番の区域

宇城市小川町北部田字白木平のうち1043-2番及び81000-13番の区域

宇城市小川町南小野字前田のうち1-1番、1-3番、3-1番、3-2番、3-4番、3-5番、4番、5-1番、5-2番、6番、7-1番、7-2番、8-2番、8-4番、9-1番、9-3番、10-1番、10-2番、12-1番、12-2番、12-3番、12-9番、12-10番、14番、15-1番、16-1番、16-3番、17番、18-1番、19-1番、19-3番、20-1番、20-2番、20-3番、20-4番、21-1番、22番、23-1番、23-2番、23-4番、24番、25番、26番、27-1番、27-2番、28番、29番、30-1番、30-2番、31番、32番、33-2番、33-4番、36-1番、36-2番、36-3番、38-1番、39番、41番、42番、43番、44番、45番、46番、47番、48番、49-2番、49-3番、50-1番、50-3番、50-4番、50-5番、51-1番、52-1番、52-2番、52-5番、52-6番、52-7番、52-8番、53-2番、55-1番、55-2番、55-3番、56-1番、56-2番、57-1番、57-2番、58-1番、59-1番、60番、66番、67番、69-1番、70番、72番、73-1番、73-2番、74-1番、74-4番、75番、76番、78-1番、79番、80-1番、80-2番、82番、83番、84-2番、85番、87番、87-1番、89番、91番、92番、93-1番、93-2番、96番、97-2番、99番、100番、102番、103番、104番、106番、107番、109番、109-2番、110番、111番、112番、113-2番、114番、114-2番、115番、116番、117-1番、117-4番、118-2番、119-1番、120-1番、120-3番、122-1番、122-2番、122-4番、122-5

番、122-6番、122-8番、125-1番、140-1番、144-1番、144-4番、145番、146-1番、146-2番、146-3番、147-1番、147-2番、147-3番、148-1番、148-3番、149-1番、149-2番、150番、151-2番、151-3番、152番、153-1番、153-2番、153-3番、155番、156番、157番、158-1番、159-1番、160-2番、161番、164-1番、81000-2番、81000-3番、81000-4番、81000-5番、81000-6番、83000-1番、83000-2番、83000-3番、83000-4番、83000-5番、83000-8番及び83000-9番の区域

宇城市小川町南小野字御手洗のうち423-1番、428-1番、428-5番、428-8番、429-1番、429-3番、430-1番、430-2番、433番、434番、435番、436番、437-1番、437-2番、438番、438-2番、439-1番、439-2番、440番、441番、442-1番、442-2番、443-1番、443-3番、445-1番、445-2番、446-1番、446-2番、447-1番、81000-7番及び81000-8番の区域

宇城市小川町南小野字尾崎のうち794-1番、795番、796番、796-2番、799番、800-1番、968-1番、971-1番、972-1番、972-2番、972-9番、973-2番、974-1番、975-2番、975-4番、976-1番、982-1番、986-1番、987-1番、988-2番、989-1番、989-2番、990-1番、991-1番、991-3番、992番、992-2番、993番、995番、996番、81000-9番、81000-10番及び83000-11番の区域

宇城市小川町南小野字谷口のうち998番、999-1番、999-2番、999-3番、999-4番、999-5番、1000-1番、1000-3番、1002番、1002-3番、1002-4番、1003番、1004番、1005番、1006番、1007番、1008番、1008-2番、1009番、1009-2番、1010番、1011-1番、1011-2番、1012番、1013番、1014番、1015-1番、1015-2番、1015-3番、1016-1番、1016-2番、1019-1番、1019-2番、1019-3番、1025番、1027-1番、1027-2番、1028-1番、1028-2番、1028-3番、1028-4番、1029番、1030番、1031番、1032番、1033番、1035番、1036番、1037番、1038-1番、1039番、1040番、1041番、1042番、1043番、1044番、1045番、1046番、1047番、1048-1番、1048-2番、1049-1番、1049-2番、1049-3番、1049-4番、1050-1番、1050-2番、1051-1番、1051-3番、1052番、1053番、1054-1番、1054-4番、1055番、1055-2番、1057-1番、1057-2番、1058番、1059-1番、1059-3番、1060-1番、1061番、1062番、1063番、1064番、1065番、1066番、1067番、1068-1番、1069番、1070番、1071番、1072番、1073-2番、1074-1番、1085-1番、1087-1番、1087-3番、1089番、1092番、1095-1番、1095-4番、1095-5番、1096-1番、1096-2番、1097-1番、1097-2番、1098-1番、1098-2番、1100番、1101-1番、1104番、1108-1番、1111番、1112-1番、1113-1番、1113-2番、1115番、1116番、1117番、1119-1番、1119-2番、1120-1番、1120-2番、1121番、1122番、1123番、1125番、1125-2番、1126-2番、1126-3番、1127番、1128-1番、1130番、1131番、1133-1番、1136番、1137番、1139番、1142-1番、1142-2番、1143番、1144番、1145番、1146-1番、1147番、1148番、1149-1番、1149-2番、1151番、1151-3番、1152番、1153番、1154番、1155-1番、1157番、1158-1番、1158-2番、1166番、1167-1番、1167-2番、1167-3番、1167-4番、1167-5番、1167-6番、1169-1番、1169-2番、1170-2番、1170-3番、1172番、1173-1番、1173-4番、1174番、1175-1番、1176-1番、1176-2番、1177-1番、1177-2番、1178-1番、1178-3番、1178-4番、1179-1番、1180-1番、1181番、1182-1番、1183-1番、1185番、1187-1番、1187-2番、1187-3番、1188番、1189番、1190番、1191番、1192番、1193-1番、1193-2番、1194番、1195-1番、1195-2番、1196-1番、1196-2番、1198-2番、1199-2番、1204-1番、1204-3番、1204-4番、1204-5番、1204-6番、1209-1番、1210番、1211-1番、1211-2番、1211-5番、1211-6番、1212-2番、1213-1番、1214-1番、1214-2番、1214-3番、1214-4番、1215番、1216番、1217番、1218-1番、1218-2番、1218-3番、1218-5番、1219番、1220番、1221-1番、1221-2番、1221-3番、1221-5番、1222番、1223番、1225番、1226番、1227番、1228番、1230番、1231-1番、1231-2番、1232-1番、1232-2番、1233番、1234番、1235番、1237番、1239番、1240番、1241-1番、1241-2番、1249-1番、1249-2番、1251-1番、1251-2番、1251-3番、1251-4番、1252番、1253番、1254番、1255番、1256番、1257-1番、1257-2番、1257-3番、81000-12番、83000-13番、83000-14番、83000-15番、83000-16番、83000-18番、83000-21番、83000-22番、83000-23番、83000-24番及び83000-25番の区域

宇城市小川町中小野字尾崎のうち69番、69-2番、70-1番、70-2番、70-3番、71番、72番、75番、76-1番、76-3番、78番、79番、80-1番、83-1番、84-2番、91-6番、96-1番、98-1番、99-3番、99-4番、100-1番、100-2番、100-3番、101番、101-2番、102-1番、102-2番、102-3番、103番、104番、107-1番、108-1番、109-1番、110番、111-3番、113-2番、81000-10番、81000-12番、81000-28番、83000-6番、83000-7番及び83000-17番の区域

宇城市小川町中小野字城丸のうち599-1番、600-1番、601-1番、601-2番、601-5番、602-1番、602-2番、602-3番、612-1番、612-4番、613-1番、613-3番、615番、622-1番、622-2番、623番、624番、625番、626-1番、627-1番、629-1番、629-2番、630-1番、631番、632番、633-1番、633-2番、633-3番、633-4番、634番、636番、637-1番、637-2番、639番、646番、647番、648-3番、649番、650番、651番、659番、662番、663番、81000-14番、81000-15番、81000-16番、81000-18番及び83000-9番の区域

宇城市小川町北小野字池田のうち387-1番、390番、390-1番、391-1番、393-1番、393-2番、397-1番、400-1番、400-2番、409番、410-1番、410-2番、411番、412-1番、412-2番、413番、414番、415-1番、415-2番、416番、417番、417-1番、418番、419番、421番、423-1番、423-3番、425-1番、425-2番、425-3番、426番、427番、429番、429-2番、429-3番、430番、431番、432番、433番、435番、437-1番、437-2番、437-3番、437-4番、438番、440番、441番、442番、445-1番、445-2番、445-3番、445-4番、445-5番、445-6番、445-7番、447番、448-1番、448-3番、449番、451番、452番、454番、455番、456-1番、456-2番、457番、458-1番、458-3番、459-1番、459-2番、459-4番、459-5番、459-6番、459-7番、463番、464番、467番、468-1番、468-2番、468-3番、470番、473-4番、473-5

番、476-1番、476-2番、476-3番、479番、483番、484番、485-1番、485-2番、486-1番、487番、488番、489番、489-3番、489-5番、491-1番、491-2番、491-3番、491-4番、492番、493番、494番、495-2番、496-1番、496-2番、497番、498番、499-1番、499-2番、500番、501-1番、501-2番、501-3番、502-2番、503-2番、81000-1番、81000-3番、83000-2番、83000-3番及び94000-1番の区域

宇城市小川町北小野字年の神のうち504-1番、504-2番、505番、506番、507-1番、507-2番、508-1番、508-2番、509-1番、509-2番、511-1番、511-2番、512番、515番、516番、518番、519番、520番、521-1番、521-2番、522-1番、524番、526-1番、526-2番、527-1番、527-2番、531番、532番、533-1番、533-2番、533-3番、533-4番、533-5番、534-1番、534-2番、535番、536番、537番、538番、539番、540番、541番、542-1番、542-2番、543-1番、543-2番、545-3番、546番、547-1番、547-2番、550-1番、550-2番、551-2番、552-1番、553-1番、555-1番、558-1番、558-8番、560-1番、560-5番、562-1番、562-2番、563-1番、564番、565-1番、565-2番、566-1番、567番、569-1番、569-3番、570番、571番、572番、573番、574-1番、575-1番、576-1番、577-1番、578番、580番、582-1番、582-2番、583番、585-1番、586番、587番、590-1番、590-2番、590-4番、590-5番、593-1番、594-1番、594-2番、595番、596番、597-2番、597-3番、600番、600-1番、600-3番、601番、602-1番、602-2番、602-3番、604-1番、607番、608-1番、609番、611番、615番、615-1番、617番、618-1番、618-2番、619-1番、619-4番、620-1番、621-2番、626-3番、81000-5番、81000-6番、81000-7番、81000-8番、81000-9番、81000-10番、81000-11番、81000-12番、83000-4番、83000-5番、83000-6番、83000-7番、83000-8番、83000-9番及び94000-2番の区域

宇城市小川町北小野字平のうち734-1番、736番、737番、738-1番、738-2番、739-1番、739-3番、740-1番、742-1番、750-2番、755-2番、756-1番、757番、757-2番、758番、760-1番、762-1番、763-1番、764-1番、765-1番、765-2番、81000-14番、81000-15番、83000-11番及び92000-10番の区域

宇城市小川町北小野字西平のうち766-1番、766-2番、766-4番、767番、768-1番、768-2番、768-3番、769番、770-2番、772番、775-1番、778-1番、778-2番、784-2番、788-1番、788-2番、789-1番、789-2番、790-1番、791-1番、792-3番、793番、793-2番、794番、795-1番、795-2番、795-3番、797番、798-1番、800-1番、800-3番、801-1番、801-4番、801-6番、801-10番、803-1番、805-1番、806-2番、809-3番、81000-16番、81000-17番、81000-18番、81000-19番、81000-20番、81000-21番、81000-22番、83000-15番及び83000-17番の区域

宇城市小川町北小野字池ノ内のうち841-1番、841-2番、842-1番、844-1番、845-1番、845-2番、845-3番、845-4番、846-1番、847-1番、848番、849-1番、849-5番、850-1番、850-2番、851-1番、852-2番、853-1番、854-1番、856-1番、857-1番、857-2番、857-4番、857-5番、858-1番、858-2番、859-1番、859-2番、860-1番、860-2番、861-1番、861-2番、862-1番、862-2番、863-1番、863-2番、863-3番、864番、865番、866-1番、867-1番、868-1番、868-3番、869-1番、869-2番、869-4番、870-1番、872-3番、873番、874-1番、874-2番、874-3番、874-4番、874-5番、874-6番、875番、876-1番、877番、878番、879-1番、879-2番、880-1番、880-2番、881番、883番、884番、885番、886-1番、887-1番、887-2番、888番、889番、81000-23番、81000-24番、81000-25番、81000-28番、83000-12番、83000-13番、83000-14番、83000-16番及び94000-3番の区域

熊本県公告第166号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項の規定において準用する同条第5項の規定により、八代都市計画区域及び鏡都市計画区域をひとつの都市計画区域とし、次のとおり変更する。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画区域の名称 八代都市計画区域
- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域 別記のとおり
- 3 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
八代市千丁町太牟田、千丁町吉王丸、千丁町新牟田、千丁町古閑出、岡町小路、岡町中、岡町谷川、興善寺町、川田町東及び川田町西の全域
- 4 都市計画区域から除外される土地の区域
なし

（別記）次に掲げる区域

八代市大字出町、鷹辻町、通町、袋町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、松江城町、北の丸町、西松江城町、興国町、松江本町、松江町、本町四丁目、蛇籠町、八幡町、塩屋町、建馬町、三楽町、新地町、新浜町、築添町、東片町、上片町、中片町、西片町、長田町、井上町、竹原町、島田町、日置町、上日置町、福正町、福正元町、十条町、萩原町一丁目、萩原町二丁目、清水町、毘舎丸町、大手町一丁目、大手町二丁目、横手本町、横手町、新町、萩原町、緑町、若草町、花園町、旭中央通、黄金町、弥生町、錦町、夕葉町、末広町、横手新町、植柳上町、植柳元町、大福寺町、梅檀町、迎町、古城町、麦島東町、麦島西町、迎町一丁目、迎町二丁目、千反町一丁目、千反町二丁目、植柳新町一丁目、植柳新町二丁目、松崎町、永碇町、高小原町、井揚町、沖町、高島町、大村町、上野町、海士江町、田中町、古閑上町、古閑中町、古閑下町、古閑浜町、田中

東町、田中西町、田中北町、豊原上町、豊原中町、豊原下町、渡町、本野町、平山新町、高下東町、高下西町、奈良木町、敷川内町、催合町、揚町、高植本町、三江湖町、葎牟田町、郡築一番町、郡築二番町、郡築三番町、郡築四番町、郡築五番町、妙見町、宮地町、西宮町、古麓町、東町、昭和日進町、昭和明徴町、岡町小路、岡町中、岡町谷川、興善寺町、川田町東、川田町西、日奈久大坪町、日奈久新田町、日奈久山下町、日奈久竹之内町、日奈久塩北町、日奈久塩南町、日奈久東町、日奈久中町、日奈久中西町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町、二見野田崎町、千丁町太牟田、千丁町吉王丸、千丁町新牟田、千丁町古閑出、鏡町下有佐、鏡町有佐、鏡町中島、鏡町下村、鏡町上鏡、鏡町鏡村、鏡町内田、鏡町鏡、鏡町芝口、鏡町宝出、鏡町両出、鏡町貝洲及び鏡町塩浜の全域

八代市大字新開町、港町、新港町一丁目、新港町二丁目、新港町三丁目、新港町四丁目、中北町、大島町、水島町、鼠蔵町、北原町、南平和町、北平和町、郡築六番町、郡築七番町、郡築八番町、郡築九番町、郡築十番町、郡築十一番町、郡築十二番町、植柳下町、昭和同仁町、日奈久新開町、日奈久浜町、日奈久上西町、日奈久下西町、日奈久馬越町、日奈久栄町、日奈久平成町、二見洲口町、鏡町北新地及び鏡町野崎の全域（地先公有水面を含む。）

熊本県公告第167号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字舟橋4944番1の一部、同4944番3の一部及び里道の一部
660.74平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市野々島4945番地
株式会社松田食品

熊本県公告第168号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により平成22年3月23日付けで東屋形土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

掲載依頼

熊本県公営企業管理規程第1号

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程
熊本県企業局職員就業規程（昭和38年電気事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「40時間」を「38時間45分」に、同条第3項中「16時間から32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」に、同条第4項中「32時間」を「31時間」に、同条第6項中「午後5時30分まで」を「午後5時15分まで」に、「8時間」を「7時間45分」に、同条第8項中「半日勤務時間」を「4時間の勤務時間」に改める。

第2条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1号を加える。

9 同一の勤務日（7時間45分の勤務時間が割り振られている日に限る。）に2回の4時間の勤務時間の割り振り変更を行う場合の1日当たり8時間となる勤務時間は、7時間45分の勤務時間とみなす。

第7条の2中「第10項」を「第11項」に改め、「勤務日等」の次に「（第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く）」を加える。

第8条の2の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第8条の3 管理者は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）第13条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外

勤務代休時間」という。)として、第2条第6項、第7項、第11項又は第2条の2の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)(第7条及び第7条の2に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができることとし、時間外勤務代休時間の指定の手続等に関して必要な事項は、熊本県一般職の職員の例によるものとする。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第11条第2項中「掲げる日数」を「定める日数」に、同項第2号中「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時間45分」に、「8時間」を「7時間45分」に、同条第3項中「40時間」を「38時間45分」に、「8時間」を「7時間45分」に、同条第9項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に、同項第1号中「8時間」を「7時間45分」に、同項第2号中「4時間」を「3時間55分」に、「5時間」を「4時間55分」に、「8時間」を「7時間45分」に、同項第3号中「1時間未満」を「1分未満」に、同項第4号中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第13条の2中「休暇」の次に「(以下この条において「特定休暇」という。)」を加え、同条第2項中「別表第4中12の項から15の項までの休暇」を「特定休暇」に、「全て」を「すべて」に、同条第3項中「別表第4中12の項から15の項までの休暇」を「特定休暇」に、「掲げる時間数」を「定める時間数」に、「8時間」を「7時間45分」に、「1時間」を「1分」に改める。

別表第3中「16時間」を「15時間30分」に、「24時間」を「23時間15分」に、「40時間」を「38時間45分」に、「56時間」を「54時間15分」に、「64時間」を「62時間」に、「80時間」を「77時間30分」に、「96時間」を「93時間」に、「104時間」を「100時間45分」に、「120時間」を「116時間15分」に、「136時間」を「131時間45分」に、「144時間」を「139時間30分」に、「160時間」を「155時間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
(熊本県企業局職員就業規程の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以降の週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合で、改正後の熊本県企業局職員就業規程第2条第7項に規定する期間に施行日前の期間が含まれるときにおける同条の規定の適用については、同条で定める期間のうち施行日以降の期間とする。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の熊本県企業局職員就業規程第2条第7項の規定により施行日以降の勤務を週休日に変更するに当たって、当該勤務日に割り振られた勤務時間を施行日以降の勤務日に割り振る必要があり、又は施行日以降の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を施行日前の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをとされている週休日の振替等は、新企業局職員就業規程第2条第7項の規定によりされたものとみなす。
- 4 この規程の施行の際現に旧企業局職員就業規程第7条の2第1項の規定により施行日前の休日に特に勤務を命じ、施行日以降の日を代休日とすることとされている指定は、新企業局職員就業規程第7条の2の規定によりされたものとみなす。

熊本県公営企業管理規程第2号

熊本県企業局当直規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県企業局当直規程の一部を改正する規程
熊本県企業局当直規程(昭和48年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第3項中「午後5時30分」を「午後5時15分」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第4号

熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程
熊本県企業局組織規程(昭和40年熊本県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項総務経営課第40号の「荒瀬ダム対策室に関すること。」を「荒瀬ダム撤去準備室に関すること。」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる室に勤務している者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、同表新欄に掲げる室に勤務を命ぜられたものとする。

旧	新
総務経営課荒瀬ダム対策室	総務経営課荒瀬ダム撤去準備室

(熊本県企業局荒瀬ダム対策室設置規程の一部改正)

- 3 熊本県企業局荒瀬ダム対策室設置規程 (平成 15 年熊本県公営企業管理規程第 2 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県企業局荒瀬ダム撤去準備室設置規程

第 1 条中「荒瀬ダム対策室」を「荒瀬ダム撤去準備室」に改める。

熊本県企業局告示第 1 号

地方公営企業法 (昭和 27 年法律第 292 号) 第 33 条の 2 の規定により、熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場の料金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 22 年 3 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 受託者

熊本市春日四丁目 25-6
熊本県セキュリティ協同組合
代表理事 與田正昭

- 2 徴収場所

熊本市安政町 3 番 9 号
熊本県営有料駐車場料金徴収所

- 3 委託期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

熊本県教育委員会訓令第 3 号

本庁各課 (室)
各 地 方 機 関
各 県 立 学 校

熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 22 年 3 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 古 庄 文 子

熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令
熊本県教育庁文書規程 (昭和 36 年熊本県教育委員会訓令第 50 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「庶務課長」を「管理課長」に改める。

第 6 条第 4 項中「庶務課」を「管理課」に改める。

別表第 1 (第 8 条関係) (1) 本庁の部「福利厚生課 教福」の項を削る。

附 則

- 1 この訓令中第 6 条第 2 項中「庶務課長」を「管理課長」に改める規定及び第 6 条第 4 項中「庶務課」を「管理課」に改める規定は、公布の日から施行し、改正後の熊本県教育庁文書規程の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 この訓令中別表第 1 (第 8 条関係) の「福利厚生課 教福」の項を削る規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第 4 号

本庁各課 (室)
各 地 方 機 関

熊本県教育庁福利厚生室設置規程を次のように定める。

平成 22 年 3 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 古 庄 文 子

熊本県教育庁福利厚生室設置規程
(設置)

第 1 条 教育庁等職員及び学校職員 (以下「教職員等」という。) の福利厚生を図るため、教育庁に福利厚生室 (以下「室」という。) を置く。

(分掌事務)
 第2条 室の分掌事務は、次のとおりとする。
 (1) 教職員等の福利及び厚生に関すること。
 ア 教職員等の福利厚生事業の企画及び実施に関すること（学校職員の保健管理を除く。）
 イ 教職員住宅の設置、廃止及び管理に関すること。
 (2) 公立学校共済組合に関すること。
 (3) 恩給に関すること。
 (職員)
 第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。
 2 室に、課長補佐を置くことができる。
 3 室に、主幹及び参事を置くことができる。
 (職務)
 第4条 室長は、教育政策課長の命を受け、事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。
 2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
 3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
 (専決及び代決)
 第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県教育庁処務規程（昭和36年熊本県教育委員会訓令第48号）第8条及び第9条の例による。この場合において、課長専決事項は、教育政策課長が専決する。
 2 前項の課長専決事項について、教育政策課長が不在のときは、室長が代決することができる。
 3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ教育政策課長が指定した事項については、室長が専決することができる。
 4 前2項の場合において、室長が不在のときは、課長補佐が代決することができる。
 (庶務)
 第6条 室の庶務は、教育政策課において行う。
 (雑則)
 第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
 附 則
 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第5号

本庁各課（室）
各地方機関

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成22年3月30日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県教育庁処務規程（昭和36年熊本県教育委員会訓令第48号）の一部を次のように改正する。
別表第1（第3条関係）中

福利厚生課	福祉係 給付班
-------	------------

を削り、

高校教育課	総務係 高等学校教育指導係 産業教育指導係
義務教育課	総務係 義務教育指導係 教育振興班 幼児教育係 環境・食育教育班

を

高校教育課	総務係 修学支援係 高等学校教育指導係 産業教育指導係
義務教育課	義務教育指導係 教育振興班 幼児教育係 環境・食育教育班

に、

社会教育課	総務係 社会教育指導係 家庭教育支援班 生涯学習係
人権同和教育課	経理係 人権教育指導係 人権教育推進班
文化課	総務係 文化係 文化財調査第一係 文化財調査第二係 世界遺産登録推進班

を

社会教育課	総務・生涯学習係 社会教育指導係 家庭教育支援班
	管理・啓発係 人権教育指導係
文化課	文化係 文化財調査第一係 文化財調査第二係 世界遺産登録推進班

に、

施設課	庶務助成班 施設管財係 技術係
-----	-----------------------

を

施設課	助成班 施設管財係 技術係
-----	---------------------

に改める。

別表第3（第8条関係）1 支出負担行為以外の共通専決事項中、課長専決事項の欄中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第36号までを1号ずつ繰り上げる。
別表第4（第6条、第8条関係）中

教育政策課	7 教育庁等の職員の給与その他の勤務条件に関する事。	1 昇格及び昇給の発令に関する事。		1 単身赴任手当の決定に関する事。 2 電子計算組織に係る給与の支出命令に関する事。 3 管理職員特別勤務手当の決定に関する事。	1 給与基本資料報告をする事。
	8 児童手当に関する事。			1 児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条、第14条及び第17条の規定に基づく児童手当の支給及び不正利得の徴収をする	

を

				こと。 2 同法第26条第2項の規定に基づく届出等を処理すること。 3 同法第29条の規定に基づく報告をすること。	
教育政策課	7 教育庁等の職員の給与その他の勤務条件に関すること。	1 昇格及び昇給の発令に関すること。		1 電子計算組織に係る給与の支出命令に関すること。 2 管理職員特別勤務手当の決定に関すること。	1 給与基本資料報告をすること。
	8 児童手当に関すること。			1 児童手当法(昭和46年法律第73号)第8条、第14条及び第17条の規定に基づく児童手当の支給及び不正利得の徴収をすること。(教育庁等の職員及び県立学校職員に限る。) 2 同法第26条第2項の規定に基づく届出等を処理すること。(県立学校職員からの届出に限る。) 3 同法第29条の規定に基づく報告をすること。(県立学校職員に関するものに限る。)	

に

教育政策課	23 教育長室及び教育委員会室に関する事 こと。				
	24 恩給に関する事 こと。				
	25 教育政策課及び福利厚生課の庶務に関する事 こと。			1 教育庁等の職員の赴任旅費の支給に関する事 こと。	
	26 争訟に関する事 こと。				

を

教育政策課	23 教育長室及び教育委員会室に関する事 こと。				
	24 争訟に関する事 こと。				
	25 福利厚生室に関する事 こと。				
	26 県立教育センターに関する事 こと。				

に改める。
別表第 4（第 6 条、第 8 条関係）中福利厚生課の項を削り、義務教育課の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。
別表第 4（第 6 条、第 8 条関係）中

学校人事課	3 学校職員の給与その他の勤務条件に関する事 こと。	1 昇格及び昇給の発令に関する事 こと。		1 給与支払に関する事 こと。	
-------	-------------------------------	-------------------------	--	--------------------	--

を

学校 人事 課	3 学校職員（臨時的任用職員を含む。）の給与その他の勤務条件に関する事 と。	1 昇格及び昇給の発令に関する事 と。		1 給与支払に関する事 と。 2 調整額の発令に関する事 と。 3 電子計算組織に係る給与の支出命令に関する事 と。 4 社会保険資格の得喪等の手続、保険料の支払及び離職票の発行に関する事 と。 5 雇用保険資格の得喪等の手続、保険料の支払及び離職票の発行に関する事 と。	
---------------	---	------------------------	--	---	--

に改め、学校人事課の項中第 1 5 号を第 1 6 号とし、第 4 号から第 1 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の項を入れる。

学 校 人 事 課	4 児童手当に関する事 （県費負担教職員に限る。）			1 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 14 条及び第 17 条の規定に基づく児童手当の不正利得の徴収をすること。 2 同法第 26 条第 2 項の規定に基づく届出等処理すること。 3 同法第 29 条の規定に基づく報告をすること。	
-----------------------	------------------------------	--	--	--	--

附 則
この訓令は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則をここに公布する。
平成 2 2 年 3 月 3 0 日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

熊本県教育委員会規則第 9 号

熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則
熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則を次のように制定する。
（趣旨）

- 第1条 この規則は、熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例（平成22年熊本の条例第20号。以下「条例」という。）の施行に關し、必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 この条例第1条の規定により規則で定める高等学校（以下「新設高等学校等」という。）は別表第1及び別表第2の対象高等学校とし、条例第2条第1号の高等学校は別表第1及び別表第2の対象高等学校（第3条第2項において「指定高等学校」という。）の通学区に在学する。新設高等学校及び学年は、それぞれ前項で規定する。
- （貸与を受ける者の要件等）
- （1）別表第1の対象高等学校に掲げる高等学校については、すべての学年とする。
- （2）別表第2の対象高等学校に掲げる高等学校については、当該高等学校に在学し、それぞれ同表の廃止年欄に掲げる学年とす。このとき、別表第3の対象学年欄に掲げる高等学校の第1学年に在学する者（別表第3の対象学年欄に掲げる高等学校の第1学年に在学する者）は、当該高等学校に在学する者とする。
- （貸与の申請手続）
- 第3条 新設高等学校等の指定学年に在学し通学支援奨学金の貸与を受けようとする者（以下「在学申請者」という。）は、通学支援奨学金申請書（別記第1号様式）に次の添付書類を添えて別記第2号様式（昭和47年熊本市教育委員会規則第3号、第4号及び第5号）に規定する提出書類を併せて提出する。
- （1）通学支援奨学金推薦書（別記第3号様式）
- （2）保証書（別記第4号様式）
- （3）世帯全員の住民票
- （4）源泉徴収票、確定申告書（控）、市町村民税（所得・課税）が証明できる書類又はその他世帯全員の収入が確認できるものうち、教育委員会が指定するもの
- （5）第7条で規定する交通機関を利用する者（別記第1号様式）
- （6）その他教育委員会が必要と認めるときは、通学支援奨学金の貸与を受ける者（以下「在学申請者」という。）は、別記第5号様式（別記第5号様式）に前項の各号に掲げる書類を添えて提出する。
- 2 新設高等学校等に在学する者（以下「在学申請者」という。）は、別記第5号様式（別記第5号様式）に前項の各号に掲げる書類を添えて提出する。
- 3 新設高等学校等の指定学年に在学する者（以下「在学申請者」という。）は、別記第5号様式（別記第5号様式）に前項の各号に掲げる書類を添えて提出する。
- （貸与の申請手続）
- （1）在学申請者が属する世帯の生計を主として維持する者（以下「世帯主」という。）は、別記第5号様式（別記第5号様式）に前項の各号に掲げる書類を添えて提出する。
- （2）転学及び編入により新設高等学校等に在学する者（以下「在学申請者」という。）は、別記第5号様式（別記第5号様式）に前項の各号に掲げる書類を添えて提出する。
- （連帯保証人）
- 第4条 条例第4条の規定で定める保証人（以下「連帯保証人」という。）は、在学申請者が属する世帯の生計を主として維持する者としなければならない。ただし、その者が未成年の場合は、その者に代わる独立の生計を営む成年者を連帯保証人としなければならない。
- （通学支援奨学生の決定）
- 第5条 教育委員会は第3条第1項の申請があったときは、選考書類を整え通学支援奨学生候補者を選考する。
- 2 教育委員会には、第3条第2項の申請があったときは、選考書類を整え通学支援奨学生候補者を選考する。
- 3 教育委員会は第3条第3項の申請があったときは、速やかに通学支援奨学生候補者を選考し、その結果を緊急申請者に通知するとともに、次に行われる通学支援奨学生候補者選考委員会にも報告しなければならない。第8条第1項の規定により貸与期間を延長する場合についても同様とする。
- 4 第1項又は前項により通学支援奨学生として決定の通知を受けた者は、誓約書（別記

第6号様式)を直ちにより教育委員会に提出しなければならない。

5 第2項(別記第7号様式)を直ちにより教育委員会に提出しなければならない。新設高等学校等に入学したときは、進学のうえ、直ちにより教育委員会に提出しなければならない。

6 貸与予約者として決定するものとして提出した場合、教育委員会はその内容を審査し、通学支援奨学金(通学支援奨学金の額)により規則で定める額は、別表第4で定めるとおりする。

第6条 条例第5条の規定により規則で定める額は、別表第4で定めるとおりする。

第7条 条例第5条の規定により規則で定める交通機関は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業として運行される自動車

(2) 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送として、市町村によって運行される自動車

(3) 通学に際して新設高等学校等に設置された保護者団体が業務委託して当該高等学校へ通学用に運行される自動車

第8条 条例第6条第1項の規定する修業年限は、学校教育法(昭和22年法律第26号)で定める修業年限とし、第3条第3項第1号に該当する者については、通学支援奨学金として採用された年度末までとし、その年度末において家計急変の事由発生後1年内の者に於いては、緊急貸与継続願(別記第8号様式)を在学している高等学校の校長を経由し、教育委員会へ提出することにより翌年度末まで延長することができる。

2 貸与の取消は、その理由が生じた日の属する月の翌月分からとする。

3 属する月の翌月分がその理由がなくなった日の属する月の翌月分となる。

4 属する月の翌月分がその理由がなくなった日の属する月の翌月分となる。

第9条 条例第7条第1項の規定により規則で定める起算月は、次の各号に掲げる月とする。

(1) 条例第6条第1項の規定により通学支援奨学金の貸与が満了した場合は、当該高等学校を卒業又は修了した日から6ヶ月を経過した日の属する月の翌月

(2) 条例第6条第2項第1号又は第3号又は第5号の理由により通学支援奨学金の貸与を取り消された場合は、その取り消された日から6ヶ月を経過した日の属する月の翌月

(3) 条例第6条第2項第2号及び第4号の理由により通学支援奨学金の貸与を取り消された場合は、その取り消された日の属する月の翌月

(4) 第1号又は第2号に規定する起算月が到来する前に、条例第8条第1項又は第2項第1号の規定により返還猶予が認められた者については、当該返還猶予が終了した日から6ヶ月を経過した日の属する月の翌月

2 条例第7条の規定により規則で定める返還期間は、通学支援奨学金の貸与を受けた月の3倍の期間とす。ただし、その期間は15年を超えないとする。

3 貸付金の返還期限は、月賦の場合は毎月25日と、半年賦の場合は4月25日及び10月25日と、年賦の場合は10月25日とする。ただし、25日が金融機関の休業日の場合は次の最初の営業日を返還期限とする。

4 返還方法を変更しようとするときは、通学支援奨学金返還方法変更願(別記第9号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

第10条 通学支援奨学金は、毎月1月分ずつを通学支援奨学生の預金口座に振り込む方法により交付する。ただし、特別の事情があるときは、数月分あわせて交付することができる。

第11条 通学支援奨学生は、利用者負担額確認書を毎学年4月末日までに教育委員会に提出しなければならない。

(通学支援奨学生等の異動届出)

第12条 通学支援奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに当該各号に定める様式により教育委員会に届け出なければならない。ただし、第1号から第3号までの文書は在学している高等学校の校長を経由しなければならない。

(1) 退学したとき。(別記第10号様式)

(2) 休学したとき。(別記第11号様式)

(3) 転学したとき。(別記第12号様式)

(4) 氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。(別記第13号様式)

(5) 連帯保証人を死亡等のため変更しようとするとき又は連帯保証人の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。(別記第14号様式)

2 通学支援奨学金申請者が通学支援奨学生又は貸与予約者として決定を受ける前に申請を取り消すときは、通学支援奨学金申請取消届(別記第15号様式)を在学している中

- 学校又は高等学校の校長を經由のうえ、教育委員会に提出しなければならない。
 3 学通は高等学校の校長を經由のうえ、教育委員会に提出しなければならない。
 3 定に支援奨学生の校長を經由のうえ、教育委員会に提出しなければならない。
 3 定に支援奨学生の校長を經由のうえ、教育委員会に提出しなければならない。
 (通学支援助奨学金の月額の変更)
 第13条 通学支援助奨学生は、住所変更その他の事由により通学支援助奨学金の月額が第7
 条で規定する交通機関の利用者負担額の月額を超えるとき又は第6条に規
 定する金額の範囲内で通学支援助奨学金の月額を変更しようとするときは、通学支援助奨
 金貸与月額の変更申請書(別記第16号様式。以下この条において「変更申請書」という。)
 を教育委員会に提出しなければならない。
 2 額を変更するかどうか及びその額を決定し、その結果を当該通学支援助奨学生に通知する
 ものとする。
 3 前項の規定による通学支援助奨学金の月額の変更は、当該変更の理由となつた事実が生
 じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、当該日の属する月)か
 から行うものとする。ただし、通学支援助奨学金の月額を増額する場合であつて、
 当該変更の理由となつた事実が生じた日から1月を経過した後に変更申請書の提出があ
 つたときは、教育委員会が当該変更申請書を受理した日の属する月の翌月(その日が月
 の初日であるときは、当該日の属する月)から変更をすることが出来る。
 (通学支援助奨学金の辞退)
 第14条 通学支援助奨学生が通学支援助奨学金の貸与を辞退しようとするときは、通学支援助
 奨学金辞退届(別記第17号様式)を教育委員会に提出しなければならない。
 (通学支援助奨学金の取消し及び停止)
 第15条 教育委員会は、条例第6条第2項及び第3項の規定により、通学支援助奨学金の
 貸与を取消し又は停止したときは、その旨を通学支援助奨学生に通知するものとする。
 (通学支援助奨学金の貸与の復活)
 第16条 理由なく第6条第3項の規定により通学支援助奨学金の貸与を停止された者は、停止
 の理由がなく第6条第3項の通学支援助奨学金復活願(別記第18号様式)を在学している
 高等学校の校長を經由のうえ、教育委員会に提出することができる。
 (通学支援助奨学金借用証書の提出)
 第17条 通学支援助奨学生は次の各号のいずれかに該当するとき、貸与を受けた通学支援助
 奨学金の金額について連帯保証人と連署のうえ通学支援助奨学金借用証書(別記第19号
 様式)に通学支援助奨学金返還明細書(別記第20号様式)を添えて直ちに教育委員会に
 提出しなければならない。
 (1) 条例第6条第1項に規定する貸与期間が満了したとき。
 (2) 条例第6条第2項の規定により、貸与を取り消されたとき。
 (3) 通学支援助奨学金を辞退したとき。
 (死亡の届出)
 第18条 通学支援助奨学生が通学支援助奨学金の返還完了前に死亡したときは、連帯保証人
 等は直ちに死亡届(別記第21号様式)に死亡診断書又は戸籍抄本を添えて教育委員会
 に届け出なければならない。
 (返還猶予の申請手続)
 第19条 条例第8条の規定により通学支援助奨学金の返還猶予を受けようとする者は、通
 学支援助奨学金返還猶予申請書(別記第22号様式)にその事実を証する書類を添えて、
 事実が生じた日から1月以内に教育委員会に提出しなければならない。
 (返還猶予の期間等)
 第20条 返還猶予の期間は次のとおりとする。
 (1) 条例第8条第1項又は第2項第1号に該当するときはその事由の継続している期
 間
 (2) 条例第8条第2項第2号から第4号のいずれかに該当するときは1年以内とし、
 その事由が継続するときは再申請をすることができる。
 (返還免除の申請手続)
 第21条 条例第9条の規定により通学支援助奨学金の返還免除を受けようとする者は、通
 学支援助奨学金返還免除申請書(別記第23号様式)に、次の各号の書類を添えて教育委
 員会に提出しなければならない。ただし、熊本県育英資金貸与規則第20条の育英資金
 返還免除申請書を併せて提出するときは、当該書類の添付を省略することができる。
 (1) 死亡によるとき 戸籍抄本
 (2) 障害により労働能力を喪失したとき その事実及びその程度を証する医師の診断
 書並びに返還不能の事情を証する書類
 (返還猶予又は返還免除の決定)
 第22条 教育委員会は、通学支援助奨学金の返還猶予又は返還免除を認めたときは直ちに
 申請者に通知するものとする。
 (雑則)
 第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に教育長が定める。
 附 則
 (施行期日)
 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

番号	対象高等学校	対象中学校
1	熊本県立矢部高等学校（平成21年熊本県条例第58号により設置されたもの。）	山都町立蘇陽中学校 山都町立清和中学校
2	熊本県立上天草高等学校	上天草市立今津中学校 上天草市立阿村中学校 上天草市立大道中学校 上天草市立龍ヶ岳中学校 上天草市立姫戸中学校 上天草市立教良木中学校 天草市立有明中学校 天草市立倉岳中学校

別表第2（第2条関係）

番号	廃止となる高等学校	対象高等学校	対象中学校
1	熊本県立蘇陽高等学校	熊本県立高森高等学校	山都町立蘇陽中学校

別表第3（第2条関係）

番号	年 度	対象学年
1	別表第2の廃止となる高等学校欄に掲げる高等学校の第1学年に入学することができなくなる年度	1学年
2	別表第2の廃止となる高等学校欄に掲げる高等学校の第1学年に入学することができなくなる年度の翌年度	1学年 2学年
3	別表第2の廃止となる高等学校欄に掲げる高等学校の第1学年に入学することができなくなる年度の翌々年度以降	全学年

別表第4（第6条関係）

金 額（月額）
5,000円又は10,000円のうち、通学支援奨学金の貸与を受ける者が選択する額で、利用者負担額の月額を超えないもの

別記第1号様式(第3条関係)

申込番号

通学支援奨学生申請書

申請者	フリガナ		性別	住所 〒	—			
	氏名							
	生年月日	年 月 日		電話	—	—		
	在学学校名	高等学校					貸与月額	円
							修業年数	年
	入学年度	学年	課程	全日制・定時制	学科	貸与期間	年 月から 年 月まで	
他の奨学金の申込状況	・その他の奨学金() ・他の奨学金は申請していない、又は申請の予定はない。							

生計の 維持者 の主たる	フリガナ		住所 〒	—			住居区分
	氏名	本人との続柄 ()					持家・賃貸借 その他()
	勤務先	電話 — —	電話 — —	携帯電話 — —	家賃	円	

家族及び所得状況(本人を含む)	続柄	氏名	同居別居	学校名・学年・障がい名等	所得額									
		生年月日(年4月1日現在の年齢)	居の別		円									
		年 月 日(才)	同居 別居											
		年 月 日(才)	同居 別居											
		年 月 日(才)	同居 別居											
		年 月 日(才)	同居 別居											
		年 月 日(才)	同居 別居											
		年 月 日(才)	同居 別居											
		年 月 日(才)	同居 別居											
				所得額の合計										

備考

上記のとおり相違ありませんので、通学支援奨学生として採用されるよう申請します。

年 月 日

熊本県教育委員会 様

本人氏名 印
 生計の主たる
 維持者氏名 印

別記第2号様式(第3条関係)

申込番号

通学支援奨学生申請書(緊急貸与)

申請者	フリガナ		性別	住所 〒 —						
	氏名									
	生年月日	年 月 日		電 話 — —						
	在 学 校 名	高等学校					貸与月額	円		
							修業年数	年		
	入学年度	学年	課程	全日制・定時制	学科	貸与期間	年 月 から 年 月 まで			
他の奨学金の申込状況	・その他の奨学金() ・他の奨学金は申請していない、又は申請の予定はない。									
維持者の主たる生計	フリガナ		住所 〒 —			住 居 区 分				
	氏名	本人との続柄 ()		電 話 — —			持家・賃貸借 その他()			
	勤務先	電話 — —	携 帯 電 話 — —			家賃	円			
家族及び所得状況(本人を含む)	続柄	氏 名		同居別居	学校名・学年・障がい名等	所 得 額				
		生年月日(年4月1日現在の年齢)		居の別		円				
		年 月 日(才)		同居 別居						
		年 月 日(才)		同居 別居						
		年 月 日(才)		同居 別居						
		年 月 日(才)		同居 別居						
		年 月 日(才)		同居 別居						
		年 月 日(才)		同居 別居						
		年 月 日(才)		同居 別居						
						所得額の合計				

緊
急
貸
与
申
請
理
由

1 家計急変等の事由

該当する事由に○を付けてください。(複数可)この場合、このことを証明できる書類(例えば離職票・診断書等など)〈写しで可〉を添付してください。また、備考欄に具体的に事情等を記入してください。

- ア. 生計の主たる維持者が会社の倒産等により解雇または早期退職
- イ. 生計の主たる維持者が死亡
- ウ. 生計の主たる維持者が離別
- エ. 生計の主たる維持者が破産
- オ. 病気により著しく支出が増大又は収入が減少
- カ. 事故により著しく支出が増大又は収入が減少
- キ. 会社倒産により著しく支出が増大又は収入が減少
- ク. 経営不振により著しく支出が増大又は収入が減少
- ケ. 火災により著しく支出が増大又は収入が減少
- コ. 風水害により著しく支出が増大又は収入が減少
- サ. 震災により著しく支出が増大又は収入が減少
- シ. 災害救助法適用該当者
- ス. その他給与収入激減等
- セ. 転学または編入学

2 事由が生じた年月 _____ 年 _____ 月 _____

備
考

上記のとおり相違ありませんので、通学支援奨学生として採用されるよう申請します。

年 _____ 月 _____ 日

熊本県教育委員会 様

本 人 氏 名

印

生計の主たる

維 持 者 氏 名

印

別記第3号様式(第3条関係)

通 学 支 援 奨 学 生 推 薦 書

通学支援奨学生申請者
住 所
氏 名

上記の者は、勉学に意欲があり、熊本県通学支援奨学生として適当と認めますので推薦します。

年 月 日

熊本県教育委員会 様

学 校 名

校 長 名

職印

別記第4号様式(第3条関係)

保 証 書

住 所

通学支援奨学生申請者

氏 名

上記の者が、このたび熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例による熊本県通学支援奨学金の貸与を申請します。

つきましては、通学支援奨学生として勉学に精励し、社会において有為な人材として成長できるよう指導します。

また、貸与金の返還については連帯保証人としての義務を履行します。

年 月 日

熊本県教育委員会 様

連 帯 保 証 人 (生計の主たる 維持者)	フリガナ 住 所	〒 — 電話 — —	
	フリガナ 氏 名	本人との続柄 ()	印

別記第5号様式(第3条関係)

申込番号

通学支援奨学金貸与予約者申請書

申請者	フリガナ		性別	住所 〒 —		
	氏名					
	生年月日	年 月 日		電話 — —		
	在学名	中学校第3学年	進学希望校	高等学校 (全日制・定時制)	貸与期間 年 月から 年 月まで	
	他の奨学金の申込状況	・その他の奨学金() ・他の奨学金は申請していない、又は申請の予定はない。				

生計の 維持 の 主 たる 者	フリガナ		住所 〒 —	住居区分	
	氏名	本人との続柄 ()		持家・賃貸借 その他()	
	勤務先	電話 — —	電話 — — 携帯電話 — —	家賃	円

続柄	氏名 生年月日(今年4/1現在の年齢)	同居別居 居の別	学校名・学年・障 がい名等	所得額 円												
	年 月 日(才)	同居 別居														
	年 月 日(才)	同居 別居														
	年 月 日(才)	同居 別居														
	年 月 日(才)	同居 別居														
	年 月 日(才)	同居 別居														
	年 月 日(才)	同居 別居														
	年 月 日(才)	同居 別居														
				所得額の合計												

備考

上記のとおり相違ありませんので、通学支援奨学生として採用されるよう申請します。
年 月 日

熊本県教育委員会 様
本人氏名 印
生計の主たる
維持者氏名 印

別記第6号様式(第5条関係)

通学支援奨学生 番 号																			
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

誓 約 書

私は、通学支援奨学金の貸与を受けることとなりましたので、熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例その他の規定を守り、指示の事項に従います。

なお、貸与を受けた通学支援奨学金の返還をするときは、その返還について同条例等の規定に従って履行することを、ここに誓約いたします。

年 月 日

熊本県教育委員会 様

通学支援奨学生	学 校 名			
	フリガナ 住 所	〒 — 電話 — —		
連 帯 保 証 人 (生計の主たる 維持者)	フリガナ 氏 名		印	
	フリガナ 住 所	〒 — 電話 — —		
	フリガナ 氏 名		実 印	

注意 連帯保証人は印鑑証明書を添付してください。

別記第7号様式(第5条関係)

進 学 届									
申 請 者	フリガナ				性別	住所 〒 —			
	氏 名								
	生年月日	年	月	日生		電話	—	—	
	進学先の 学校名等	高等学校							
		入学 年度		課 程	全日制・定時制			学 科	
	修業 年数	年	貸与 期間	年 月から 年 月まで			貸与 月額	円	
	他の奨学 金の申込 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・現在申請している又は申請予定の奨学金名() ・他の奨学金は申請していない、又は申請の予定はない。 							
生 計 の 主 た る 維 持 者	フリガナ				住所 〒 —				
	氏 名								
	本人との続柄				電 話	—	—	携 帯 電 話	—
上記のとおり相違ないことを証明します。									
年 月 日									
学 校 名									
校 長 名									
職 印									
上記のとおり相違ありませんので、通学支援奨学生として決定されるよう申請します。									
年 月 日									
熊本県教育委員会 様									
本 人 氏 名									
印									
生計の主たる 維 持 者 氏 名									
印									

別記第8号様式(第8条関係)

通学支援奨学生 番 号																			
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

緊 急 貸 与 継 続 願

年 月 日

熊本県教育委員会 様

通 学 支 援 奨 学 生	学 校 名	(第 学年)											
	住 所	〒 — 電話 — —											
	氏 名											印	
連 帯 保 証 人	住 所	〒 — 電話 — —											
	氏 名											印	

年度熊本県通学支援奨学金緊急貸与を受けましたが、下記の事情のとおり来年度においてもなお緊急貸与の貸与を必要とするので、継続貸与をお願いします。

記

緊急貸与事由発生年月 年 月

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学 校 名

校 長 名

職 印

別記第9号様式(第9条関係)

通学支援奨学生 番 号										
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

通 学 支 援 奨 学 金 返 還 方 法 変 更 願

年 月 日

熊本県教育委員会 様

通学支援 奨学生	住所	〒 — 電話 — —	
	氏名		印
連帯保証人	住所	〒 — 電話 — —	
	氏名		印

下記のとおり通学支援奨学金返還方法の変更をお願いします。

記

借用総額	円
返還済額	円
残 額	円
旧返還方法	A. 口座振替による納付 B. 納付書による納付
	1. 月賦 2. 半年賦 3. 月賦・半年賦併用 4. 年賦 5. 一括 6. その他()
新返還方法	A. 口座振替による納付 B. 納付書による納付
	1. 月賦 2. 半年賦 3. 月賦・半年賦併用 4. 年賦 5. 一括 6. その他()
変更の時期	年 月分から

別記第10号様式(第12条関係)

通学支援奨学生 番 号																			
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

退 学 届

年 月 日

熊本県教育委員会 様

通学支援 奨学生	住所	〒 — 電話 — —	
	氏名		印
連帯保証人	住所	〒 — 電話 — —	
	氏名		印

下記のとおり退学しましたので、通学支援奨学金借用証書及び通学支援奨学金返還
明細書を添えて届けます。

記

学 校 名	(第 学年)
退 学 日	年 月 日
退 学 事 由	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学 校 名

校 長 名

職印

別記第11号様式(第12条関係)

通学支援奨学生 番 号																				
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

休 学 届

年 月 日

熊本県教育委員会 様

通 学 支 援 奨 学 生	住所	〒 — 電話 — —		
	氏名			印
連 帯 保 証 人	住所	〒 — 電話 — —		
	氏名			印

下記のとおり休学しますので届けます。

記

休 学 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
通学支援奨学金 受 領 額	<p style="text-align: center;">円</p> <p style="text-align: center;">年 月 から 年 月 まで (月間)</p>
休 学 理 由	

上記のとおり、休学を許可しました。

年 月 日

学 校 名

校 長 名

職印

別記第12号様式(第12条関係)

通学支援奨学生 番 号																			
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

転 学 届

年 月 日

熊本県教育委員会 様

通学支援 奨学生	住 所	〒 — 電話 — —	
	氏 名		印
連帯保証人	住 所	〒 — 電話 — —	
	氏 名		印

下記のとおり転学しましたので、(通学支援奨学金借用証書及び通学支援奨学金返還明細書を添えて)届けます。

記

転学する前の学校名			
転学先の学校名等	転学日	年 月 日	
	学校名	国公立・私立	
	所在地		
転学後の卒業予定日	年 月 日卒業予定		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学 校 名

校 長 名

職印

注意 転学後も継続して通学支援奨学金を受ける者は、借用証書及び返還明細書を添付する必要はありません。

別記第13号様式(第12条関係)

通学支援奨学生 番 号																			
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

氏 名 ・ 住 所 変 更 届

年 月 日

熊本県教育委員会 様

通 学 支 援 奨 学 生	学 校 名													
	住 所	〒	—	電 話	—	—								
	氏 名											印		
連 帯 保 証 人	住 所	〒	—	電 話	—	—								
	氏 名											印		

下記のとおり、改姓・転居しましたので届けます。

記

改 姓	変 更 前													
	変 更 後													
住 所 変 更	変 更 前	〒	—	電 話	—	—								
	変 更 後	〒	—	電 話	—	—								

別記第14号様式(第12条関係)

通学支援奨学生 番 号																			
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

連 帯 保 証 人 の 変 更 届

年 月 日

熊本県教育委員会 様

通学支援 奨学生	学 校 名														
	住 所	〒	—	電 話	—	—									
	氏 名											印			
変更後の 連帯保証人	フリガナ 住 所	〒	—	電 話	—	—									
	フリガナ 氏 名											実 印			
変更前の 連帯保証人	住 所	〒	—	電 話	—	—									
	氏 名											印			

記

1 連帯保証人の変更 年 月 日から

変更後の 連帯保証人	氏 名											
	生 年 月 日	年 月 日生(満 才)										
	住 所											
	本人との続柄											
	勤務(連絡)先											
変 更 前 の 連 帯 保 証 人 氏 名												

2 連帯保証人の改姓・住所の変更 年 月 日から

変更後の氏名(新住所)											
変更前の氏名(旧住所)											

注意 連帯保証人を変更しようとするときは、変更後の連帯保証人の印鑑証明書を添付してください。

別記第15号様式(第12条関係)

通学支援奨学生 番 号																			
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

通学支援奨学金申請取消届

年 月 日

熊本県教育委員会 様

通学支援 奨学生	学校名																			
	住 所	〒	—	電話	—	—														
	氏 名																印			
連帯保証人	住 所	〒	—	電話	—	—														
	氏 名																印			

下記のとおり通学支援奨学生の申請を取り消しますので届けます。

記

申請取消期日	年 月 日
事 由	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学 校 名

校 長 名

職印

別記第16号様式(第13条関係)

年 月 日

熊本県教育委員会 様

通学支援奨学生番号

住 所

氏 名

印

通学支援奨学金貸与月額変更申請書

通学支援奨学金の月額の変更を希望するので、熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則第13条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

区分	貸与月額	住所又は学校名	変更理由及び変更年月日
変更前	円		
変更後	円		

備考 通学のために利用する交通機関の利用者負担額を確認することができる書類を添えてください。

別記第17号様式(第14条関係)

通学支援奨学生 番 号																				
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

通 学 支 援 奨 学 金 辞 退 届

年 月 日

熊本県教育委員会 様

通 学 支 援 奨 学 生	学 校 名										
	住 所	〒 — 電話 — —									
	氏 名										
連 帯 保 証 人	住 所	〒 — 電話 — —									
	氏 名										

下記のとおり、通学支援奨学金の貸与を辞退しますから届けます。

記

辞 退 期 日	年 月 日
通 学 支 援 奨 学 金 受 領 額	_____ 円 年 月 から 年 月 まで (月 間)
添 付 書 類	① 通学支援奨学金借用証書(別記第19号様式) ② 通学支援奨学金返還明細書(別記第20号様式)
辞 退 理 由	

別記第18号様式(第16条関係)

通学支援奨学生 番 号																			
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

通 学 支 援 奨 学 金 復 活 願
年 月 日

熊本県教育委員会 様

通 学 支 援 奨 学 生	学 校 名											
	住 所	〒	—	電 話	—	—						
	氏 名										印	
連 帯 保 証 人	学 校 名											
	住 所	〒	—	電 話	—	—						
	氏 名										印	

下記のとおり、通学支援奨学金の復活をお願いします。

記

停 止 期 間	年 月から 年 月まで(月間)
復 活 希 望 期 日	年 月
卒 業 予 定 期 日	年 月
復 活 理 由	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学 校 名

校 長 名

職 印

別記第19号様式(第17条関係)

通学支援奨学生 番 号											
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

通 学 支 援 奨 学 金 借 用 証 書

収 入 印
印 紙

借用金額	千	百	十	万	千	百	十	円

熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例による通学支援奨学生として上記金額を借用いたしました。については条例その他の規約を守り、私ども連帯で通学支援奨学金返還明細書のとおり滞りなく返還することを誓約します。

万一、通学支援奨学金の返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、通学支援奨学金返還明細書に記載した返還期限の到来前において貴教育委員会の指定した日まで返還未済額の全部を一括返還することを請求され、また未済額及び延滞金について強制執行の手続きを取られても異議ありません。

借 用 金 内 訳

借 用 期 間	借用金月額(円)	金 額(円)
—		
—		
—		
—		
—		
借 用 金 総 額		

年 月 日

熊本県教育委員会 様

通学支援奨学生 住 所

氏 名

印

連帯保証人 住 所

氏 名

実印

注意 連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

別記第20号様式(第17条関係)

提出日 年 月 日

通 学 支 援 奨 学 金 返 還 明 細 書			
通学支援 奨学生番号		学 校 名	
フリガナ 通学支援 奨学生氏名	印	生年月日	
貸与終了期日	満期	返 還 額	

返 還 計 画

1 下記1~5よりご希望の返還方法の番号に○をつけてください。

番号	返還方法	初回	次回以降	最終回	返還回数
1	一括				
2	月賦				
3	併用 月賦分				
	半年賦分				
4	半年賦				
5	年賦				

※3の併用の場合は半年毎に半年賦分が月賦分に加算されます。

本 人	フリガナ	〒 —				
	卒業後の 連絡先	電話 — — 携帯電話 — —				
	フリガナ	〒 —				
	就職/進学 予定先及び 所在先	電話 — — 携帯電話 — —				
連 帯 保 証 人	フリガナ 氏 名	印	生年月日	年 月 日生	本人と の続柄	
	フリガナ 現 住 所	〒 —				
		電話 — — 携帯電話 — —				

別記第21号様式(第18条関係)

通学支援奨学生 番 号									
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

死 亡 届

年 月 日

熊本県教育委員会 様

届出人 (連帯保証人) 又 は 親 族	住 所	〒 — 電話 — —	
	氏 名		印

下記のとおり通学支援奨学生が死亡しましたので、戸籍抄本(又は死亡診断書)を添えて届けます。

記

通 学 支 援 奨 学 生	氏 名	
	(出身)学校名	
死亡年月日	年 月 日	

※ 親族が届出をされる場合は、本人との続柄を示す書類を提出してください。

別記第22号様式(第19条関係)

通学支援奨学生 番 号																				
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

通 学 支 援 奨 学 金 返 還 猶 予 申 請 書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

通 学 支 援 奨 学 生	住 所	〒 — 電話 — —	
	氏 名		印
連 帯 保 証 人	住 所	〒 — 電話 — —	
	氏 名		印

下記の事由により、通学支援奨学金の返還の猶予を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。

記

借 用 期 間	年 月から 年 月まで(月間)
借 用 金 額	円
希望の返還猶予期間	年 月から 年 月まで
返 還 猶 予 の 理 由 (箇 条 書 き)	

注意 大学(又はこれに相当する学校)への進学、災害、傷病、その他真にやむを得ない場合、その事由を証する書類を添えて提出してください。

別記第23号様式(第21条関係)

通学支援奨学生 番 号																			
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

通 学 支 援 奨 学 金 返 還 免 除 申 請 書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

通 学 支 援 奨 学 生	住 所	〒 — 電話 — —	
	氏 名		印
連 帯 保 証 人	住 所	〒 — 電話 — —	
	氏 名		印

下記のとおり、通学支援奨学金の返還の免除を受けたいので、別紙関係書類を添えて申請します。

記

通 学 支 援 奨 学 生	氏 名	
	(出身)学校名	
借 用 期 間	年 月から 年 月まで(月間)	
借 用 金 額	円	
返 還 済 額	円	
返 還 未 済 額	円	
返 還 免 除 申 請 額	円	
免 除 申 請 の 事 由		

- 添付書類 1 死亡によるときは、本人の死亡を証する戸籍抄本。
 2 障がいにより労働能力を喪失したときは、その事実及び程度を証する医師の診断書並びに返還不能の事情を証する書類。

熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 22 年 3 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

熊本県教育委員会規則第 10 号

熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則
熊本県育英資金貸与規則（昭和 47 年熊本県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「育英資金」を「奨学金」に改め、同条第 1 項第 1 号中「地方公共団体」を「地方公共団体（熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例（平成 22 年熊本県条例第 20 号）に基づく通学支援奨学金の貸与における熊本県を除く。）」に改める。

附 則
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第 15 号

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。
平成 22 年 3 月 30 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程の一部を改正する規程
政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程（平成 20 年選挙管理委員会告示第 120 号）の一部を次のように改正する。

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程
第 1 条中「政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、」を「政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号。以下「法」という。）第 19 条の 16 第 1 項に規定する少額領収書等の写し及び第 20 条の 2 第 1 項に規定する」に改め、「閲覧及び写しの交付請求に関し」の次に「、法に定めるもののほか、」を加える。

第 5 条第 1 項中「別記様式第 1 号」を「別記第 1 号様式」に改め、同条同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 少額領収等の写しの閲覧については、法第 12 条第 1 項第 2 号に規定する総務省令で定める項目

第 6 条第 1 項中「別記様式第 1 号」を「別記第 1 号様式」に改め、同条同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 少額領収書等の写しの交付については、法第 12 条第 1 項第 2 号に規定する総務省令で定める項目

様式第 1 号及び別記様式第 1 号別紙を次のように改める。

別記第 1 号様式

請求書

年 月 日

熊本県選挙管理委員会 様

氏名又は名称：（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

住所又は居所及び電話番号：（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）

〒

連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号）

政治資金規正法第 19 条の 16 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

政治資金規正法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

（該当する項目に□に✓を付けてください。）

※支出項目欄については、政治資金規正法第 19 条の 16 第 1 項の規定に基づき請求する場合に政治資金規正法第 12 条第 1 項第 2 号に規定する総務省令で定める項目を記入してください。
 ※実施方法欄については、「求める写しの交付の実施方法」で 4 を選択した場合に記入してください。

附 則
 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成 22 年 3 月 30 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 14 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。
 別表一部事務組合の表中球磨郡公立多良木病院組合の項を削る。

附 則
 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成 22 年 3 月 30 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 15 号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。
 別表第 1 知事の事務部局の部総務部局の項を次のように改める。

知事公室	本庁	公室長	1 種
		政策審議監	3 種

別表第 1 知事の事務部局の部総務部の款地方出先機関の項中「天草地域振興局長 東京事務所長」を「天草地域振興局長」に、「天草地域振興局総務振興課長 東京事務所次長」を「天草地域振興局総務振興課長」に改め、同部地域振興部の項を次のように改める。

企画振興部	本庁	室長	5 種
		情報企画監	6 種
	地方出先機関	東京事務所長	1 種
		東京事務所次長	5 種

別表第 1 知事の事務部局の部健康福祉部の款本庁の項中

医監

2 種	を	医監	2 種	に改め、同
		局長	3 種	
		室長	5 種	

款地方出先機関の項中「保健環境科学研究所次長（区分 7 種のものを除く。）清水が丘学園長」を「保健環境科学研究所次長」に、「福祉審議員 保健環境審議員」を「福祉審議員」に、「保健環境科学研究所次長（人事委員会が定めるものに限る。）八代児童相談所長」を「八代児童相談所長 清水が丘学園長」に改め、同部商工観光労働部の款本庁の項中「観光経済交流局長」を「政策審議監 局長」に、「労働雇用政策監」を「室長」に改

め、同部農林水産部の款本庁の項中

農林水産政策監	農林水産技術管理監	5 種
---------	-----------	-----

局長	3 種	に改め、同款地方出先機関の項中
農林水産政策監 農林水産技術管理監	5 種	

「熊本農政事務所長」を「熊本農政事務所長 農業研究センター管理部長」に、「熊本農政事務所次長 農業研究センター管理部長」を「熊本農政事務所次長」に改め、同部土木部の款地方出先機関の項中「港管理事務所長 天草空港管理事務所次長」を「港管理事務所長」に改め、同表教育庁の部地方出先機関の項中「図書館長 教育センター所長」を「図書館長」に、「教育センター副所長 教育センター部長（行政職給料表の適用を受けるものに限る。）」を「教育センター所長 教育センター副所長」に改める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 30 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 16 号

熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の地域手当に関する規則（平成 18 年熊本県人事委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表神奈川県の項を削る。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 30 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 17 号

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の通勤手当に関する規則（昭和 33 年熊本県人事委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「異動した場合」の次に「（人事委員会が定める場合を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 30 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第18号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
第14条第1項中「又は特に必要がある場合において別に定める事項に該当したとき」を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第19号

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県へき地手当等に関する規則（平成6年熊本県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1小学校の部八代教育事務所の項中	「	種山小学校内之木場分校 河俣小学校坂より上分校 泉第二小学校	」	を	「	種山 泉第
---------------------	---	--------------------------------------	---	---	---	----------

小学校内之木場分校
二小学校

に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県人事委員会訓令第2号

事 務 局

熊本県人事委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令
熊本県人事委員会事務局文書規程（昭和35年熊本県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「私学文書課長」を「県政情報文書課長」に改める。

附 則

- この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
- 改正後の熊本県人事委員会事務局文書規程の規定は、この訓令の施行の日以後に作成し、又は取得する文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した文書については、なお従前の例による。

熊本県公安委員会規則第5号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則
熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3一般国道3号の項中「田浦字四反田672番1」を「大字花岡字石崎1076番2」に改め、同表主要地方道南関大牟田北線の項の次に次のように加える。

主要地方道 八代鏡宇土線	宇城市松橋町松橋字園田947番1地先から 宇土市新松原町字佐野免24番 地先まで
-----------------	---

別表第1の3主要地方道大津植木線の項の次に次のように加える。

主要地方道 小川嘉島線	上益城郡嘉島町大字上島字森崎塘外2973番 地先から
----------------	-------------------------------

	上益城郡嘉島町大字上島字古塘床 2 7 9 5 番 2 地先まで
--	----------------------------------

別表第 1 の 3 主要地方道熊本嘉島線の項中「上益城郡嘉島町大字上仲間 7 7 5 番 地先」を「熊本市野田 3 丁目 6 4 0 番 1 地先」に改め、同表一般県道熊本空港線の項の次に次のように加える。

一般県道 嘉島甲佐線	上益城郡御船町大字豊秋字西原 1 5 9 0 番・1 5 9 1 番合併 2 地先から 上益城郡甲佐町大字糸田字十年 2 5 5 9 番 地先まで
---------------	--

別表第 1 の 3 市道二本木三丁目世安第一号線の項の次に次のように加える。

市道 蓮台寺町第 1 3 号線	熊本市蓮台寺 3 丁目 1 2 0 0 番 1 地先から 熊本市平田 1 丁目 6 6 2 番 2 地先まで
市道 蓮台寺町第 2 6 号線	熊本市蓮台寺 3 丁目 1 1 3 1 番 地先から 熊本市蓮台寺 2 丁目 8 1 3 番 3 地先まで
市道 蓮台寺 1 丁目 2 丁目第 1 号線	熊本市蓮台寺 1 丁目 1 1 0 番 地先から 熊本市蓮台寺 2 丁目 8 1 3 番 1 地先まで
市道 二本木 3 丁目蓮台寺町第 1 号線	熊本市二本木 3 丁目 6 1 番 1 地先から 熊本市蓮台寺 1 丁目 1 1 4 番 4 地先まで

附 則
この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公安委員会規則第 6 号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成 2 2 年 3 月 3 0 日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則
熊本県道路交通規則（昭和 4 7 年熊本県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「第 4 9 条の 2 第 5 項」を「第 4 9 条の 5」に改める。

別表第 1 の 2 に次のように加える。

肝臓機能障害	1 級から 3 級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
--------	----------------	------------------

別記様式第 2 号中「 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 3 級以上」を

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 3 級以上
肝臓機能障害 3 級以上」に改める。

附 則

この規則中第 5 条第 2 項の改正規定は平成 2 2 年 4 月 1 9 日から、その他の改正規定は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公安委員会告示第 9 号

平成 6 年 1 0 月 2 8 日熊本県公安委員会告示第 1 2 号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

平成22年3月30日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

1の表熊本北警察署川上交番の項中「太郎迫町」の次に「鶴羽田一丁目、鶴羽田二丁目、鶴羽田三丁目、鶴羽田四丁目、鶴羽田五丁目」を加え、同表玉名警察署玉東駐在所の項中「大字上木葉」を「大字木葉」に改め、同表大津警察署合志菊陽交番の項中「油古閑」、「合志中央団地」、「二子」、「後川辺」、「栄温泉団地」、「栄住宅」、「鹿水」、「新栄温泉団地」、「中林」、「平島」、「山下団地」、「(原口)及び「原口下」の次に「区」を、「武蔵ヶ丘三丁目」の次に「武蔵ヶ丘北一丁目、武蔵ヶ丘北二丁目、武蔵ヶ丘北三丁目」を、「大字津久礼」の次に「あさひヶ丘」を、「下津久礼」の次に「津久礼ヶ丘、ひばりヶ丘」を加え、「緑ヶ丘」を「緑ヶ丘」に改め、同表大津警察署須屋交番の項中「野々島(木原野区、芝原区及びユトリック団地)」を「(ユトリック団地区を除く。)」に改め、「御代志」の次に「(御代志区)」を加え、同表大津警察署竹迫駐在所の項中「油古閑」、「合志中央団地」、「二子」、「後川辺」、「栄温泉団地」、「栄住宅」、「鹿水」、「新栄温泉団地」、「中林」、「平島」、「山下団地」、「(原口)及び「原口下」の次に「区」を加え、同表大津警察署野々島駐在所の項中「合生」の次に「須屋(ユトリック団地区)」を加え、「(木原野区、芝原区及びユトリック団地)」を「御代志(御代志区)」に改め、同表大津警察署津久礼駐在所の項中「津久礼」の次に「あさひヶ丘」を、「下津久礼」の次に「津久礼ヶ丘、ひばりヶ丘」を加え、「緑ヶ丘」を「緑ヶ丘」に改める。